

平成 29 年 2 月 10 日

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の  
一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

平成 25 年 6 月の投信法改正（平成 26 年 12 月 1 日施行）によって、投資法人が海外不動産へ投資を行うにあたり、一定の要件を満たす場合には、海外不動産保有法人の過半の株式または出資を間接保有することが可能となったところである。

今般、当該投資法人の資産の大半を海外不動産保有法人の株式又は出資とすることについて、不動産投信専門委員会において検討を重ねてきた。

これらの検討を踏まえ、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II 募集期間

平成 29 年 2 月 10 日（金）より平成 29 年 2 月 24 日（金）（午後 5 時）まで

III 主な改正の内容

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」

- (1) 「不動産等」の定義に海外不動産保有法人が発行する株式又は出資に係る規定を追加する。

(第 3 条第 2 項第 10 号)

- (2) 「不動産等の評価」に海外不動産保有法人の株式又は出資の評価額に係る規定を追加する。それに伴い、外貨建て資産について、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記する旨を該当条項に追加する。

(第 6 条第 1 項第 7 号、同第 1 号、同第 6 号、第 6 条第 2 項)

- (3) その他所要の整備をすることとする。

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成 29 年 3 月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正を行うことを目標とする。

以 上